

令和4年6月8日

令和4年鳥羽市議会会議

提出議案新旧対照表

鳥羽市長

目

次

1	鳥羽市国民健康保険税条例	・・・	1
2	鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例	・・・	2
3	鳥羽市介護保険条例	・・・	3

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険税条例(昭和35年条例第2号)

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税(令和元年度分から令和4年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限り。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～17 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p>18 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第26条第1項第1号及び第3号に掲げる事由に該当する者であって市長が必要と認めるものが、国民健康保険税(令和元年度分から令和3年度分までの国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限り。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例(令和2年条例第16号)

改正案(新)	現行(旧)
<p data-bbox="241 395 327 427">附 則</p> <p data-bbox="159 443 1104 564">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間に属する場合に適用することとする。</p>	<p data-bbox="1218 395 1303 427">附 則</p> <p data-bbox="1137 443 2078 564">この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から令和4年6月30日までの間に属する場合に適用することとする。</p>

新旧対照表

(件名) 鳥羽市介護保険条例(平成12年条例第1号)

改 正 案 (新)	現 行 (旧)
<p data-bbox="241 352 327 379">附 則</p> <p data-bbox="185 443 1106 517">(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p data-bbox="154 536 1106 1023">第9条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>	<p data-bbox="1211 352 1296 379">附 則</p> <p data-bbox="1162 443 2083 517">(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免申請書の提出期限の特例)</p> <p data-bbox="1131 536 2083 1023">第9条 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)及びそのまん延防止のための措置の影響により第8条第1項第2号及び第3号に掲げる事由に該当する者であつて市長が必要と認めるものが、保険料(令和元年度分から令和3年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収に係る納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払の日)が存するものに限る。)の減免を受けようとする場合における同条第2項の規定による申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、市長が指定する日とする。</p>